

福岡工業大学ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(R6.7.1)

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の綱領	○	-
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	-

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	-
2-2 理事	○	-
2-3 監事	○	2-3 (3)
2-4 評議員会	○	-
2-5 評議員	○	-

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	-
3-2 教授会	○	-

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	4-1 (1)
4-2 教職員等に対して	○	4-2 (1)
4-3 社会に対して	○	-
4-4 危機管理及び法令遵守	○	-

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	-

<適合状況についての解説>

第2章 2-3 監事
<p>本学は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況を監査する等の、監事業務を支援するための体制整備の充実化に努めております。なお、令和4年度から、監事による定期監査に加えて、監事と法人の意思疎通を図り、監事監査機能の高度化に資することを目的として、「監事・事務部門連絡会」を定期的に開催しております。</p>

第4章 4-1 学生に対して
<p>本学は、持続可能な教育研究体制を構築し、活力ある大学運営を実現するために、ダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包摂性）を積極的かつ継続的に推進してまいります。</p>

第4章 4-2 教職員等に対して
<p>本学は、学園全体（大学・短大・高校）の中期経営計画策定にあたって、全員参画での合意形成を図っており、学内の全教職員が会議に参加し、意見聴取のできる環境を構築しております。この取組みを通じて、学園全体の組織力を底上げし、教員と事務職員等は、中期経営計画を推進していくための教職協働体制を確立しております。</p>